

農業資材価格高騰緊急対策費補助金交付要綱

(目的)

第1 中東情勢の緊迫化等により資材価格高騰の影響を受けている農業者の負担軽減を図るため、事業実施主体及び事業実施主体の構成員等が、園芸品目の生産に必要な農業資材を購入した際の実績額に価格上昇率を乗じた額に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者

県内において、園芸品目の生産を行い、その生産物を販売する者をいう。

(2) 構成員等

次の表の左欄に掲げる団体における、それぞれ同表の右欄に掲げる者をいう。

団体名	構成員等
農業協同組合	農業者であり、かつ、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第12条で定める組合員
3戸以上の農業者で組織する農業者グループ	農業者であり、かつ、3戸以上の農業者で組織する農業者グループの会員である者
集落営農組織	農業者であり、かつ、集落営農組織の会員である者

(3) 園芸品目

野菜、果樹及び花きに該当する品目をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する区分、事業実施主体、経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

区 分	事業実施主体	補助対象経費	補助額
(1) 事業費	事業実施主体が、園芸品目の生産に必要な農業資材を購入した場合	事業実施主体における別表1に掲げる資材の購入実績額に価格上昇率30パーセントを乗じた額	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、10a当たり9,000円を上限とする。
	事業実施主体の構成員等が、園芸品目の生産に必要な農業資材を購入した場合	構成員等における別表1に掲げる資材の購入実績額に価格上昇率30パーセントを乗じた額	
(2) 事務費	農業協同組合	(1)の事業の推進に必要な事務に要する別表2に掲げる経費	定額。ただし、事業実施主体が申請する(1)の事業費の3パーセントを上限とする。

(経費相互間の流用の禁止)

第4 第3の表に掲げる経費は、区分相互間の流用をしてはならない。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金額の増減を伴う変更
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 補助事業の中止又は廃止

(申請の取下げ期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第7 広域振興局長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(前金払)

第8 広域振興局長は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、農業資材価格高騰緊急対策費補助金前金払請求書(様式第6号)を広域振興局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表3のとおりとする。

(補足)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月31日から施行し、令和8年度事業の補助金から適用する。

別表 1（第 3 関係）

項 目	対象資材	対象期間
農業用ビニル（農ビ）	左欄の成分を含む園芸品目の生産に直接必要な資材	令和 8 年 5 月から 令和 8 年 9 月まで に購入したもの
農業用ポリオレフィン（農 PO）		
農業用ポリエチレン（農 PE）		令和 8 年 4 月から 令和 8 年 9 月まで に購入したもの
出荷用包装資材	園芸品目の出荷・梱包等に要する資材	

別表 2（第 3 関係）

費 目	経費区分	内 容	備 考
事務費	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な紙代等として支払われる経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な印刷費として支払われる経費	
	通信費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代等として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること
	旅費	本事業を実施するために直接必要な旅費として支払われる経費	
	その他経費	本事業を実施するために直接必要な役務費、使用料及び人件費として支払われる経費	

別表 3（第 9 関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	農業資材価格高騰緊急対策費補助金交付申請書	第 1 号	1 部	別に定める。
	1 事業計画書	第 2 号	1 部	
	2 収支予算書	第 3 号	1 部	
	3 その他知事等が必要と認める書類			
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により承認を受ける場合の書類	農業資材価格高騰緊急対策費補助金変更（中止、廃止）承認申請書	第 4 号	1 部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から 15 日以内
	1 事業計画書	第 2 号	1 部	
	2 収支予算書	第 3 号	1 部	
	3 その他知事等が必要と認める書類			
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	農業資材価格高騰緊急対策費補助金補助金請求（精算）書	第 5 号	1 部	事業完了後 10 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日
	1 事業実績書	第 2 号	1 部	
	2 収支精算書	第 3 号	1 部	
	3 その他知事等が必要と認める書類			

第 年 月 日 号

広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

農業資材価格高騰緊急対策費補助金交付申請書
年度において、農業資材価格高騰緊急対策費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。
記

補助金 円

<連絡先>
担当者名：
電話番号：
メールアドレス：
FAX番号：

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業費

ア 事業実施主体の購入実績

事業実施主体名	園芸品目※ ¹	項目※ ²	購入実績額 (A)	補助対象経費 (A×0.3)	備考※ ³
			円	円	
			円	円	
			円	円	
合 計 (a)				円	

※1 園芸品目は、野菜、果樹及び花きに該当する品目名を記載すること。

※2 項目は、別表1に順じ、「農ビ」、「農P0」、「農PE」及び「包装資材」のいずれかを記入すること。

※3 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」と記入すること。

イ 構成員等の購入実績

構成員等名	園芸品目※ ¹	項目※ ²	購入実績額 (B)	補助対象経費 (B×0.3)	備考※ ³
			円	円	
			円	円	
			円	円	
合 計 (b)				円	

※1 園芸品目は、野菜、果樹及び花きに該当する品目名を記載すること。

※2 項目は、別表1に順じ、「農ビ」、「農P0」、「農PE」及び「包装資材」のいずれかを記入すること。

※3 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」と記入すること。

ウ 補助金額

補助対象経費計 (a + b)	円
対象面積 (ア)	a
補助上限額 (ア×9,000円/10a÷10)	円
補助金額※ (イ)	円

※ 補助金額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額、又は、補助上限額のいずれか低い方の金額を記入すること。

(2) 事務費

経費区分	補助対象経費	備考
消耗品費	円	
印刷製本費	円	
通信費	円	
旅費	円	
その他経費	円	
合 計	円	
補助上限額 (イ×3/100)	円	
補助金額※	円	

※ 補助金額は、補助対象経費の合計額、又は、補助上限額のいずれか低い方の金額を記入すること。

注1 事業実施主体及び構成員等ごとの購入実績が確認できる書類（請求書又は領収書等）及び事業実施主体の対象面積が確認できる書類を添付すること。

- 2 事務費を申請する場合は、事業実施主体の補助対象経費が確認できる書類（請求書又は領収書等）を添付すること。
- 3 その他広域振興局長が特に必要と認める資料を添付すること。

3 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

様式第3号（別表3関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
県補助金	円	
その他	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
(1) 事業費	円	
(2) 事務費	円	
計	円	

第 年 月 日 号

広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

農業資材価格高騰緊急対策費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった農業資材価格高騰緊急対策費補助金の実施について、次の理由により事業を変更（中止、廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

理 由

注）変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

<連絡先>
担当者名：
電話番号：
メールアドレス：
FAX番号：

第 年 月 日 号

広域振興局長様

所在地
名 称
代表者 氏 名

農業資材価格高騰緊急対策費補助金請求（精算）書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった農業資材価格高騰緊急対策費補助金が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

円	
補助金交付決定額	円
前金払受領額	円

注）精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、表題の「請求」及び本文中「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

<連絡先>
担当者名：
電話番号：
メールアドレス：
FAX番号：

第 年 月 日 号

広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

農業資材価格高騰緊急対策費補助金前金払請求書
年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった農業資材価格高騰緊急対策対策費補助金について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。
記

1 請求額
円

2 内 訳

区 分	補助金交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	差引残高 (A－B－C)
(1) 事業費	円	円	円	円
(2) 事務費	円	円	円	円

3 理 由

<連絡先>

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

FAX番号：